

電子契約サービス提供業務委託契約に係る企画提案競技仕様書

1. 適用

本仕様書は、鹿児島市（以下「本市」という。）における電子契約サービス提供業務委託に当たり、受託者が履行しなければならない業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

受託者は本業務の適正を期すため、契約書、仕様書、企画提案書及び関係図書等に基づき、円滑に業務を実施しなければならない。

2. 業務委託の期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3. 業務内容

本業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子契約サービスをクラウド上のサービスとして提供し、運用・保守管理を行う。
- (2) 業務フローの見直し、例規整備、各種マニュアル作成、職員向け及び事業者向け説明会の開催等、本市における電子契約の導入支援を行う。

4. システムの要件

本市が要求する電子契約サービスの要件は「(別紙1) 電子契約サービス要件」のとおりである。

5. 運用・保守要件

電子契約サービスの運用・保守にあたって、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 契約期間中の利用を可能にするとともに、契約業務を継続するために必要となる運用・保守対応を実施すること。
- (2) システム障害等が発生した場合は、直ちに障害情報を報告し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) ブラウザ更新等に伴う対応や不具合発生時に随時対応できる体制を構築すること。
- (4) 定期的にデータのバックアップを行うこと。
- (5) バックアップを行う際は、当該サービスの利用に影響を与えないようにすること。
- (6) 本サービスのサービス利用が終了した後も、タイムスタンプの有効期間中は、契約書の原本をサービス事業者のクラウド上に保存するとともに、必要に応じ、本市に電子データを提供可能であること。
- (7) 電話、電子メール及びチャット等により、操作等に関する問合せ等に対応するヘルプデスクを利用できること。

6. 導入支援の要件

電子契約の導入支援にあたって、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 事業者署名型電子契約サービスを導入し、契約期間中の利用を可能にするるとともに、電子契約業務を開始するための支援を行うこと。
- (2) 電子契約導入における例規整備制定及び例規改正への支援を行うこと。
- (3) 電子契約導入に関する業務フローの検討・作成の支援を行うこと。
- (4) 組織情報や利用者の登録支援、利用者権限の設定支援、その他必要な項目の設定支援等、電子契約サービスの利用に必要な環境設定・支援を行うこと。
- (5) 本市の例規集を点検し、電子契約の導入に伴い影響のある箇所を特定すること。
- (6) 特定した例規の箇所をまとめ、改正検討が必要なポイントについて、例規を専門的に助言できる担当者が1回以上打合せにて説明を行うこと。
- (7) 電子契約サービスの利用における職員向け説明会、及び、事業者向け説明会をそれぞれ開催し、オンラインでも視聴できるようにすること。
- (8) 説明会の開催回数については、本市と協議すること。

7. 情報セキュリティ対策及び法令の遵守

本業務の履行にあたっては、本市の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、本業務の過程で知り得た情報等を本市の許可なく第三者に提供してはならない。また、本市の行政情報に関する貸与資料等については、秘密保持に万全の管理を行うものとし、その取り扱いや情報漏えい等に関する対策を講じるとともに、本業務に関する関連法令等を厳守すること。

8. 成果物

本業務においては、次に掲げる成果物を納品するものとする。提出形式は、業務マニュアルは紙媒体で1部、電子媒体（CD-R または DVD-R）で1部とし、録画データは電子媒体（CD-R または DVD-R）1部とする。

- (1) 業務マニュアル（操作説明書等）
- (2) 6（8）に係る録画データ

9. 納品先

鹿児島市企画財政局財政部契約課

10. 協議

本仕様書に記載のない事項につき、疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議を行い、円滑に解決を図るものとする。

11. 主なスケジュール（予定）

令和6年6月	契約締結
7月～9月	例規改正、ワークフロー検討、マニュアル作成
10月～11月	職員向け説明会、事業者向け説明会
12月1日	運用開始